

第 7 1 号議案参考資料

議 案 名

桶川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

1 提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に 65 歳に引き上げること等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 桶川市職員の定年等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 条関係)

- ① 地方公務員法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。
(第 1 条関係)
- ② 職員の定年を 60 歳から 65 歳に引き上げる。(第 3 条関係)
- ③ 職務遂行上の特別な事情等がある場合に、引き続き管理監督職に留任することを可能とすることに関し必要な事項を定めるとともに、字句の整理を行う。(第 4 条関係)
- ④ 管理職手当を支給される職員等を管理監督職とする。
(第 6 条関係)
- ⑤ 管理監督職勤務上限年齢を 60 歳とする。(第 7 条関係)
- ⑥ 管理監督職の職員は、60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職へ降任又は転任させることについて規定する。(第 8 条関係)
- ⑦ 職務遂行上の特別な事情、他の職への降任等に伴う欠員補充の困

難性がある場合において、管理監督職勤務上限年齢に達したことによる他の職への降任又は転任を行わない特例について規定する。

(第9条関係)

⑧ 管理監督職勤務上限年齢に達したことによる他の職への降任又は転任を行わない特例を適用する場合には、あらかじめ職員の同意を得ることについて規定する。

(第10条関係)

⑨ 異動期間を延長した場合において、延長の事由が消滅した場合は、他の職への降任等を行うことについて規定する。

(第11条関係)

⑩ 現行の再任用制度を廃止し、定年引上げ期間中も65歳までの継続雇用を行うための制度を設けることについて規定する。

(第12条及び第13条関係)

⑪ 職員の定年を令和5年4月1日から2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。

(附則第3項関係)

⑫ 職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、当該職員に対し、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めることについて規定する。

(附則第4項関係)

(2) 桶川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

(改正条例第2条関係)

懲戒処分としての減給について、懲戒処分の発令後に給料が変動した場合の減給額の上限額について規定する。

(第3条関係)

(3) 桶川市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正

(改正条例第3条関係)

① 管理監督職勤務上限年齢に達したことによる管理監督職以外の職への転任に係る降給を、分限処分としての降給とみなす。

(附則第2項関係)

② 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月

額を、職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする措置を適用する際に通知をすることについて規定する。

(附則第3項関係)

(4) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正 (改正条例第4条関係)

① 60歳以上で規則で定める年齢を超える職員の昇給は行わないこととし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について規定するとともに、引用部分及び字句の整理を行う。(第4条関係)

② 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を新たに給料表に規定することに伴い、規定を削る。(第4条の2関係)

③ 地方公務員法の一部改正に伴い、字句の整理を行う。

(第10条、

第13条、第17条の4、第17条の7及び第17条の9関係)

④ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を、職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。

(附則第7項関係)

⑤ 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を、職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする措置を適用しない職員について規定する。(附則第8項関係)

⑥ 他の職への降任等をする前の給料月額に7割を乗じて得た額と他の職への降任等をした後の給料月額との差額に相当する額を支給すること、又は調整することについて規定する。

(附則第9項から第13項まで関係)

(5) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正 (改正条例第5条関係)

地方公務員法の一部改正に伴い、字句の整理を行う。(別表関係)

(6) 桶川市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(改正条例第6条関係)

① 地方公務員法の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(第19条関係)

- ② 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額は、桶川市職員の給与に関する条例の例により市長が別に定めることとする。
(附則関係)

(7) 桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(改正条例第7条関係)

- ① 管理監督職勤務上限年齢に達したことによる他の職への降任又は転任を行わない特例の適用により、管理監督職の職が継続となる職員については、育児休業の対象から外すこととするとともに、号の繰下げ及び字句の整理を行う。
(第2条関係)

- ② 管理監督職勤務上限年齢に達したことによる他の職への降任又は転任を行わない特例の適用により、管理監督職の職が継続となる職員については、育児短時間勤務の対象から外すこととするとともに、字句の整理を行う。
(第9条関係)

- ③ 地方公務員法の一部改正に伴い、字句の整理を行う。

(第16条、第19条及び第22条関係)

- ④ 地方公務員法の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(第17条、第20条及び第21条関係)

(8) 桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(改正条例第8条関係)

- ① 地方公務員法の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(第2条関係)

- ② 地方公務員法の一部改正に伴い、字句の整理を行う。

(第3条、第4条、第12条及び第14条関係)

(9) 桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(改正条例第9条関係)

地方公務員法の一部改正に伴い、引用部分及び字句の整理を行う。

(第 1 1 条関係)

(10) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 0 条関係)

管理監督職勤務上限年齢に達したことによる他の職への降任又は転任を行わない特例の適用により、管理監督職の職が継続となる職員については、公益的法人等への派遣の対象から外すとともに、号の繰下げ並びに引用部分及び字句の整理を行う。(第 2 条関係)

(11) 桶川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 1 条関係)

地方公務員法の一部改正に伴い、引用部分の整理を行う。

(第 3 条関係)

(12) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(改正条例第 1 2 条関係)

地方公務員法の一部改正に伴い、字句の整理を行う。

(第 1 0 条関係)

(13) 桶川市職員の再任用に関する条例の廃止

(改正条例第 1 3 条関係)

職員の定年の引上げに伴い、従来の再任用制度が廃止されるため、桶川市職員の再任用に関する条例を廃止する。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日